

新潟県高等学校体育連盟組織改革及び会計取扱要綱の骨子

1 組織改革

- (1) 専門部の部長と委員長、会計担当者は、原則、同一校とする。
なお、困難な場合には、部長と会計担当者は同一校とする。
- (2) 専門部には監事2名を置くものとする。なお、その内の1人は副校長もしくは教頭とする。

2 会計取扱要綱

- (1) 高体連専門部が取扱う会計とは、高体連主催事業の一部並びに専門部運営に係る会計をいい、その他の会計と峻別する。
- (2) 高体連専門部が取扱う会計においては、新たに作成する「新潟県高等学校体育連盟専門部会計取扱要綱」により運用する。
- (3) 高体連専門部会計専用の口座を新たに開設する。
- (4) 予算を執行する際は、会計担当者が収入伺・支出伺を文書で起案し、必ず決裁を得ることとする。
- (5) 大会参加料等の集めた現金は、必ず口座に入金して記帳するとともに、その都度出納簿に記載して管理する。
- (6) 収支の確認を7月、12月の2回実施し、年度末に監査を実施する。
- (7) 高体連専門部会計の管理の主な内容は（別紙）のとおり。

3 適用

この取扱要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙)

	高体連主催事業会計	専門部事務局会計
口座 (管理者)	主管校の高体連口座 (出納責任者)	専門部会計口座 (委員長)
口座登録印 (管理者)	加盟校長の私印 (校長)	専門部印 (部長)
取扱う会計	<p>【主管校として取扱う会計】</p> <p>○地区大会・県総体・講習会</p> <p>〔・高体連が負担する開催経費 ・参加料 ・協賛広告料 ・競技力向上推進費〕</p> <p>【該当校として取扱う会計】</p> <p>○補助事業</p> <p>〔・全国高校総体派遣費 ・新潟ー福岡スポーツ交流事業 ・その他高体連の補助事業〕</p>	<p>【全ての専門部が取扱う事務局会計】</p> <p>○専門部事務費</p> <p>〔・加盟校連絡費 ・顧問会議費 ・専門部委員会費〕</p> <p>【該当専門部が取扱う事業費会計】</p> <p>○北信越大会・全国高校総体</p> <p>〔・高体連が負担する開催経費 ・参加料 ・協賛広告料 ・開催地市町村からの補助金〕</p> <p>○全国高体連専門部への登録料</p> <p>○競技力向上推進費</p> <p>○補助事業</p>
決裁ルート	①会計担当者 ②出納責任者 ③校長	①会計担当者 ②委員長 ③部長
監査 収支の確認	出納責任者、委員長	監事